（参考様式１－２）

事前点検シート

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| ふりがな | みょうこうし | ふりがな | みょうこうしかっせいかけいかく |
| 計画主体名 | 妙高市 | 活性化計画名 | 妙高市活性化計画 |
| 計画期間事業実施期間 | 　　　令和７年度　～　令和１３年度　　　令和７年度　～　令和　７年度 | 総事業費（交付金） | 722,700千円（197,727千円） |
| 活性化計画目標 | 地域産物の販売額の増加　358,000千円雇用者数の増加　５人交流人口の増加　5,000人 | 事業活用活性化計画目標 | 農林水産物等の販売・加工促進 |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 計画主体 確認の日付 | 　　令和　７年　　１月　　１０日 | 農林水産省 確認の日付 | 　　　令和　６年　　　１２月　　　　　日 |

１　計画全体について

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 番号 | 項　　　　目 | チェック欄 | 判　断　根　拠 |
| 計画主体 | 農林水産省 |
| 1-1 | 活性化計画の目標が、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律及び同法に基づき国が策定する基本方針と適合しているか。 | ○ | 〇 | 妙高市活性化計画の目標は地域連携販売力強化施設として整備し、市内遊休施設を活用したウイスキー醸造所整備計画とあわせ、新たな水田の利活用や耕作放棄地の防止・解消に向けて、比較的労働負荷の少ない大麦（ウイスキーの原材料）の栽培により、農業生産活動の維持・拡大を図るとともに妙高市産ウイスキーを特産品として創出することで新たな観光資源として、地域産物の販売額の増加と雇用創出、交流人口の増加を図ることを目的としている。「農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律（平成19年法律第48号）。以下、法という。」第１条では、農山漁村における定住等を促進するための措置を講ずることにより農山漁村の活性化を図ることを目的とするとされている。また、「定住等及び地域間交流の促進による農山漁村の活性化に関する基本的な方針の公表について（令和４年９月30日）。以下、基本方針という。」第一の２では、農山漁村の活性化を図るに当って、農林漁業が健全に展開され、これを核として地域の発展が図られることを目指すとされている。 |
|  |  | 事業活用活性化計画目標及び評価指標の設定内容に対し、交付対象事業の構成が妥当なものか。 | ○ | 〇 | 事業活性化目標を「農林水産物等の販売・加工促進」とし、評価指標は「地域産物の販売額増加358,000千円、雇用者数の増加５人、交流人口の増加5,000人」として交流対策事業から設定している。交付対象事業については、妙高市産ウイスキーを特産品として創出し新たな観光資源として雇用創出と交流人口の増加を図ることを目的とした施設整備とであるため、妥当である。 |
|  |  | 活性化計画の目標と事業活用活性化計画目標との整合が取れているか。 | ○ | 〇 | 活性化計画の目標：事業を実施することにより活性化を図り地域産物の販売額の増加、雇用者数及び交流人口の増加を図る。事業活用活性化計画の目標：ウイスキー蒸留所を整備し新たな特産品創出と交流人口の拡大を図り、販売額の増加を促進する。ウイスキー蒸留所を整備することで、地域産物を使用した新たな特産物創出と販売額の増加、雇用者数と交流人口の拡大を図るものとなっており、整合性が取れている。 |
| 1-2 | 計画主体は、改善計画期間中の活性化計画を実施中ではないか。 | ○ | 〇 | 令和２年から５年にかけて、改善計画を実施している。令和６年度の事後評価の結果、達成率が７０％以上であったことから、新たな活性化計画の提出が可能である。 |
| 1-3 | 市町村総合計画、農業振興地域整備計画、土地改良事業計画、森林・林業基本計画、特定漁港漁場整備事業計画その他各種関連制度・施策との連携、配慮、調和等が図られているか。 | ○ | 〇 | 　第４次妙高市総合計画(R7～11)の主要施策３「持続可能な農業の推進」では、農産物の高付加価値化や六次産業化など収益の増加につながる取組を戦略的に進めることとしており、新たな農産物の栽培等による魅力的な特産品づくりと販路拡大・地域活性化施設の整備と地域内外の人材による活用の推進等を図ることとしている。【別添資料：第４次妙高市総合計画（案）】 |
| 1-4 | 活性化計画及び事業実施計画は関係農林漁業者をはじめとした地域住民等との話し合いの検討状況（開催日、出席者、検討結果等）が分かる資料が添付されているか。 | ○ | 〇 | 特産品創出に向けた地域協議会の立ち上げ及び栽培品目について関係者との話し合いを実施。R6.8.22　JAえちご上越との協議会参加に向けた話し合いR6.8.28　水上“水土里”保全組合との協議会参加に向けた話し合いR6.9.2　（株）米ファーム斐太との協議会参加に向けた話し合いR6.9.5　JAえちご上越との大麦の乾燥機・保管場所に関する話合いR6.9.11　（株）山正との協議会参加に向けた話し合い　上記会議で検討された内容やあげられた意見等を基に活性化計画及び事業実施計画を作成している。【別添資料：会議録等】 |
|  |  | 活性化計画の策定に当たり、女性の意見や提案などを聞く機会を設けているか。 | ○ | 〇 | 今後地域協議会への参画を農業者や法人・団体等へ広く声掛けしていく中で女性を確保していく。 |
| 1-5 | 事業の推進体制は確立されているか。 | ○ | 〇 | 　前述のとおり、地域協議会の設立に向けた協議や事業実施主体及び関係団体との連携を進めている。 |
| 1-6 | 活性化計画の目標及び事業活用活性化計画目標と事業内容の整合性が確保されているか（発電施設等の単独整備を実施する場合は記載不要）。 | ○ | 〇 | 　活性化計画の目標は「地域産物の販売額の増加」、「雇用者数の増加」、「交流人口の増加」であり、事業活用活性化計画目標は「農林水産物等の販売・加工促進」である。事業内容はこれらの目標を達成するためにウイスキー蒸留施設を整備するものであり、整合性が確保されている。 |
|  |  | 農山漁村への定住促進を事業活用活性化計画目標とする場合は、地方版総合戦略や地方人口ビジョンとの整合が取れているか（発電施設等の単独整備を実施する場合は記載不要）。 | － | － | 該当なし |
| 1-7 | 計画期間・実施期間は適切か。 | ○ | 〇 | 　農山漁村地区活性化計画では計画期間を令和７年度から令和１３年度までの７年間、事業実施期間を令和７年度の１年間としている。　「農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律に基づく活性化計画制度の運用に関するガイドライン。以下、ガイドラインという。」第四の２の（４）において、活性化計画の計画期間は原則として３年から５年程度とすることが望ましいとされているが、本事業では施設整備後、原料の蒸留に必要な期間が最低３年間必要であり、販売開始からの３年間を含む７年間が適切だと判断したもの。また、「農山漁村振興交付金（農山漁村発イノベーション対策）実施要領別記３」第１の３において事業実施期間は活性化計画の計画期間内であって、かつ原則として３年以内とするとされている。 |
| 1-8 | 事業実施に必要な要件（許認可等）はあるか。あれば、許可を受けているか。 | ○ | 〇 | 事業実施には特定酒類製造免許が必要となり、事業主体において取得済みである。 |
| 1-9 | 交付対象事業費は交付限度額（事業費×交付額算定交付率）の範囲内か。 | ○ | 〇 | 　　総事業費：722,700,000円　交付要望額：217,500,000円（仕入税額控除後　197,727千円）　交付限度額：交付対象事業費　435,000,000円×交付額算定交付率0.5＝　　　　　　　217,500,000円 |
| １-10 | 活性化計画区域の設定は適切か（発電施設等の単独整備を実施する場合は記載不要）。 | ○ | 〇 | 　妙高市活性化計画では妙高市農業振興地域を計画区域としており、本市の面積の37.0％を占めている。また、農林漁業従事者数は全就業者数の5.4％を占めている。・農業振興地域面積／市全体面積　　165.10㎢／445.63㎢＝37.0％・農林漁業従事者数／全就業者数　　804人／14,978人＝5.4％法第３条において「農用地及び林地（以下「農林地」という。）が当該地域内の土地の相当部分を占めていることその他当該地域の土地利用の状況、農林漁業従事者数等からみて、農林漁業が重要な事業である地域であること」とあり、当市について設定は適切である。 |

２　個別事業について

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 番号 | 項　　　　目 | チェック欄 | 判　断　根　拠 |
| 計画主体 | 農林水産省 |
| 2-1 | 自力若しくは他の助成によって実施中又は既に完了した施設等を本交付金に切り替えて交付対象とするものでないか。 | ○ | 〇 | 　新規に取り組む事業であり、実施中や既に完了した事業を切り替えるものではない。 |
| 2-2 | 土木・建築構造物等の施工に当たっては、各種関係法令及び設計基準に基づく構造検討を行い、十分な安全性等を確保するものとなっているか。また、設計・施工等における検査体制が確保される見通しはあるか。 | ○ | 〇 | 　本建築物は不特定多数の利用者が訪れる建築物であり、仕様規定に適合させるのはもちろんの事、許容応力度設計を行い十分に耐震性を有するような計画とする。また、実施設計・施工については施工管理業務委託を行い、専門的知識のある者に管理を担わせる。 |
|  |  | 実施要領別記３の別表２の事業メニュー欄に掲げる㉓の都市農山漁村総合交流促進施設、㉕の地域資源活用交流促進施設、㉖の地域連携販売力強化施設、㉗の農林漁業・農山漁村体験施設のうち滞在施設、㉚の教養文化・知識習得施設、㉛の地域資源活用起業支援施設及び㉞の高齢者・女性等地域住民活動・生活支援促進機械施設のうち地域住民活動施設の整備については、建築基準法（昭和25年法律第201号）その他の法令に基づく基準及び構造、設置場所、コスト等の制約を受けるものを除き、木造及び内装の木質化に積極的に取り組んでいるか。 | ○ | 〇 | 実施要領別記３別表２の事業メニュー㉖の地域連携販売力強化施設であり、改修対象の建築物は「鉄筋コンクリート造建築物」である。内装の木質化には実施設計において積極的に取り組む。 |
|  |  | 木造の施設整備を行う場合、建築基準法（昭和25年法律第201号）、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）、木造の継手及び仕口の構造方法を定める件（平成12年建設省告示第1460号）等に基づく耐力壁等の基準を満たすものとなっているか。 | － | － | 該当なし |
| 2-3 | 増改築等若しくは合体又は古材を利用した施設整備を行う場合は、実施要領別記３に定める基準を満たしているか。 | ○ | 〇 | 実施要領別記３第５の２「交付対象事業の実施基準」（３）アのとおり、増築・改築等の事業、既存施設の取り壊し及び撤去に係る経費を交付対象としないこととしている。また現時点で古品又は古材の使用は予定していない。 |
| 2-4 | 交付対象とする施設等は減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）別表等による耐用年数がおおむね５年以上のものであるか。 | ○ | 〇 | 耐用年数は47年で、建設から約19年が経過しているが、令和５年度に実施した不動産鑑定評価では、耐用年数は新築から約55年として算定されている。よって５年以上のものである。 |
| 2-5 | 事業による効果の発現は確実に見込まれるか。 |  |  |  |
|  |  | 費用対効果分析の手法は適切か（農山漁村振興交付金（農山漁村発イノベーション対策のうち農山漁村発イノベーション整備事業）費用対効果算定要領（令和４年４月１日付け３農振第3018号）により適切に行われているか）（発電施設等の単独整備を実施する場合は記載不要） | ○ |  | 農山漁村振興交付金（農山漁村発イノベーション対策のうち農山漁村発イノベーション整備事業）費用対効果算定要領に基づき、年効果額を第４の１の（１）のウの漁業生産向上効果のうち品質等向上効果により算定。年効果額は63,240円、総合耐用年数は38年、還元率は0.0516、妥当投資額は1,225,588円、廃用損失額は0円、投資効率は1.86である。【別添資料：費用対効果算出】 |
|  |  | 上記の費用対効果分析による算定結果が1.0以上となっているか（発電施設等の単独整備を実施する場合は記載不要）。 | 〇 | 〇 | 投資効率=1.86である。 |
|  |  | 実施要領別記３の別表２の事業メニュー欄に掲げる㉝自然・資源活用施設の整備については、温室効果ガス排出量の削減目標が適切に設定されているか。 | － | － | 該当なし |
| 2-6 | 事業内容、事業実施主体等については実施要領別記３に定める要件等を満たしているか。 | ○ | 〇 | 実施要領別記３の別表２における交付対象事業は「地域資源活用総合交流促進施設」、事業メニューは「㉖地域連携販売力強化施設」、要件類別は「交流対策事業」である。事業内容は１の（1）で地域内外の相互連携による農林水産物の販売力強化、ブランド化等のために必要な販売促進施設等及びこれらの附帯施設の整備である。対象地域となる妙高市活性化計画区域は（２）過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和３年法律第19 号）第２条第１項の規定に基づき指定された過疎地域であり、計画主体及び計画区域は全部過疎に該当する妙高市である。また事業実施主体は民間事業者となるが、実施要領別記３第１の２（５）計画主体が指定したものの要件に合致している。 |
| 2-7 | 個人に対する交付ではないか、また目的外使用のおそれがないか。 | ○ | 〇 | 上記に記載のとおり、計画主体が指定した民間事業者が事業主体となって地域連携販売力強化施設を整備するものであり、農林水産物の販売力の強化やブランド化等以外の目的で利用しない。 |
| 2-8 | 施設等の利用計画が作成されているか、またその利活用の見通し等は適正か。 |  |  |  |
|  |  | 地域間交流の拠点となる施設にあっては当該地区の入り込み客数や都市との交流状況（現状と今後の見込み）を踏まえているか。 | － | － | 該当なし |
|  |  | 近隣市町村の類似施設等の賦存状況と利用状況等を踏まえているか。 | ○ | 〇 | 近接する市町村に類似施設はない。 |
|  |  | 利用対象者、利用時期など施設の利用形態を検討しているか。 | ○ | 〇 | 　利用対象者や利用時期を含む施設の運営計画は事業実施主体において検討されており、妙高市と協議を進めている。【別添資料：大谷妙高蒸留所（仮称）事業計画】 |
|  |  | 施設等の規模や設置場所、地域における他の施設との有機的な連携等、当該施設等の利用環境等について検討されているか。 | ○ | 〇 | 　設置場所については、住民の利便性、観光客の集客力、用地確保の確実性などを考慮し、旧サテライト妙高へ整備することを決定している。利用環境については市内の交通・観光・交流の拠点施設である「道の駅あらい」の近接エリアであり、都市と農村の交流促進と利用者拡大、地域経済の活性化に努める。 |
|  |  | ブランド化計画、広報・宣伝計画、販路拡大計画等施設の経営戦略や運営体制が十分に検討され、その内容が利用計画に具体的に記載されているか。 | ○ | 〇 | 　ブランド化計画、広報・宣伝計画、販路拡大計画等施設の経営戦略や運営体制は事業実施主体において具体的に検討されており、妙高市と協議を進めている。 |
| 2-9 | 施設の利用や運営等に当たって、女性参画への配慮や促進のための取組がなされているか。 | ○ | 〇 | 酒造産業においては、性質上肉体労働を伴う作業が多く存在するため男性雇用に偏重するが、今回の計画では機械化をすすめ、女性従業員の積極的採用を行う。また、ガイドツアーやセミナー等の開催により男女ともに楽しめる施設整備を行う。 |
| 2-10 | 事業費積算等は適正か。 |  |  |  |
|  |  | 過大な積算としていないか。 | ○ | 〇 | 既に基本設計が完了し、施設規模・構造等から概算費用を算出しているため、妥当な積算である。 |
|  |  | 建設・整備コストの低減に努めているか。 | ○ | 〇 | 既存の施設の機能を活かしながら、施設内に必要な機能を配置するとともに必要最低限な設備等の整備を計画している。 |
|  |  | 附帯施設は交付対象として適正か（必要性はあるか、汎用性の高いものを交付対象としていないか。）。 | － | － | 附帯施設と位置付けているものはない。 |
|  |  | 備品は交付対象として適正か（汎用性の高いものを交付対象としていないか。）。 | － | － | 備品は交付対象としていない。 |
| 2-11 | 整備予定場所は、集客の立地性、農林漁業者の利便性等、施設の設置目的から勘案して適正か。 | ○ | 〇 | 整備予定場所は、国道18号沿い、上信越自動車道新井 PA・スマート ICに隣接し、妙高市内の交通・観光・交流の拠点施設である「道の駅あらい」の近接エリアであり、農業者・利用者ともにアクセスが良く、高い集客効果が期待できる。 |
| 2-12 | 施設用地が確保されている又は確保される見通しがついているか。 | ○ | 〇 | 施設用地は市のものであり、事業主体と市において賃貸借契約を締結する予定である。 |
| 2-13 | 体験交流機能に加え宿泊機能を備えた施設を整備する場合には、実施要領別記３に定める基準を満たすとともに、その必要性について十分に検討しているか。 | － | － | 該当なし |
| 2-14 | 交付対象は施設別上限事業費及び上限規模の範囲内か。 |  |  |  |
|  |  | 実施要領別記３の別表２の（１）生産基盤及び施設の整備のうち、生産機械施設の⑬高生産性農業用機械施設等の低コスト耐候性ハウス並びに処理加工・集出荷貯蔵施設の⑰農林水産物処理加工施設及び⑱農林水産物集出荷貯蔵施設については、強い農業づくり総合支援交付金交付等要綱（令和４年４月１日付け３農産第2890号農林水産事務次官依命通知）別記１のⅡのⅡ－１の第２の４の（２）事業の交付対象上限事業費の基準に照らし適正であるか。 | － | － | 該当なし |
|  |  | 整備する施設の延べ床面積の合計が1,500㎡以内か（既存施設は除く）。 | － | － | 既存施設のため該当なし |
|  |  | 施設の上限事業費は、延べ床面積1㎡当たり29万円以内であるか（既存施設については、1,500㎡以内の交付算定額となっているか）。 | ○ | 〇 | 交付対象事業費が29万円/㎡となっており、整備する施設の延べ床面積の合計は申請上限である1,500㎡としている。 |
| 2-15 | 地域連携販売力強化施設については、以下の内容を満たすものとなっているか。 |  |  |  |
|  |  | 地域内外又は地域間の相互連携の促進のための取組がなされているか。 | ○ | 〇 | 事業実施主体において、国産ウイスキー（ジャパニーズウイスキー）のブランド力を活かすとともに、妙高市における特産品としての製造・販売等により更なる価値創出を図ることで、すでに獲得している販路のほか、海外・国内での販路の新規開拓を進め、販売数量については、13年度に120,000本を目指す取組となっている。 |
|  |  | 生産者の販売力強化・ブランド化等に資するために必要な施設であるか。 | ○ | 〇 | 　施設整備により、ウイスキー蒸留と貯蔵に非常に適していると言われる、妙高市の寒冷湿潤な気候や豊富な水資源を活かした高品質で特色あるウイスキーの製造とブランド化に資することができる。生産者にとっては新たな水田の利活用や比較的労働負荷の少ない大麦（ウイスキー原料）の栽培により、販売力強化と農業経営の多角化が図られる。 |
|  |  | １年を通して運営されるものであり、継続的に雇用と所得を生み出す施設であるか。 | ○ | 〇 | 　ウイスキー製造・販売には継続的な施設運営が必要であり、1年を通して運営される。事業実施主体の計画では、操業開始から２年間は製造中心となるため製造技術者を含めた正社員３名で対応し、３年目からは地域住民からの採用２名を見込んでいるほか、追加の雇用を検討することとしている。 |
|  |  | ６次産業化や女性参画の促進に寄与する施設であるか。 | ○ | 〇 | 　事業実施主体や農業者、関係団体、企業、ＪＡ、行政等が連携する地域協議会を中心として、栽培者や農地の確保、栽培指導、販路拡大に取り組み、市内の６次産業化を促進していく。また、施設整備においては重労働の解消のため機械化をすすめ、女性従業員の積極的採用を行う。 |
| 2-16 | 事業実施主体の負担（起債、制度資金の活用等を含む。）について十分検討され、適正な資金調達計画と償還計画が策定されているか。 | ○ | 〇 | 　事業実施主体において、資金調達計画と償還計画を含むキャッシュフローが作成されており、経営診断も受けている。 |
| 2-17 | 入札方式は一般競争入札又はこれと同等の競争性のある契約方式によるなど適切なものとなっているか。一般競争入札に付さない場合は、その理由は明確か。 | ○ | 〇 | 工事請負費については、事業実施主体において、地方自治法第234条の３に基づいた制限付き一般競争入札により行う予定である。 |
| 2-18 | 整備後において施設の管理・運営が適正に行われる見込みがあるか。 |  |  |  |
|  |  | 維持管理計画は適正か（施設の管理・更新に必要な資金は検討済みか。）。 | ○ | 〇 | 維持管理経費等は、事業実施主体の作成する収支計画で確認し、適正であると判断している。整備後に大規模な修繕等が発生した場合は、賃借人である事業主体と賃貸人である市が協議のうえ対応していく。 |
|  |  | 収支を伴う施設等にあっては収支計画を策定しているか。また、事業費が5,000万円以上のものについては経営診断を受け、適正なものとなっているか。 | ○ | 〇 | 　収支計画は別紙のとおり。また、事業実施主体において中小企業診断士の資格を持つ者に経営診断を依頼しており、当事業が適正であることを確認している。【別添資料：経営診断報告書】 |
| 2-19 | 他の事業との合体施策等の場合、事業費の按分等が適正に行われているか。 | － | － | 　他の事業と合体施行はない。 |
| 2-20 | 他の事業への重複申請（予定も含む。）はないか（ある場合には、事業名を記載すること。）。 | － | － | 　他事業への重複申請はない。 |
| 2-21 | 生産振興を主たる目的とする施設整備等ではないか。 | ○ | 〇 | 　妙高市内の遊休施設を活用したウイスキー蒸留所の整備であり、新たな特産品の創出による雇用創出や交流人口の拡大を図ることを主たる目的とするものである。 |
| 2-22 | 他の施策（強い農業づくり総合支援交付金等）において交付対象となる施設等ではないか。 | ○ | 〇 | 　生産処理加工施設の整備について、強い農業づくり総合支援交付金の活用を検討したが、「土地利用型作物」の麦（30ヘクタール）の面積要件により活用できないことから、本交付金を活用する。 |
| 2-23 | 農山漁村振興交付金（農山漁村発イノベーション対策）実施要領（令和４年４月１日付け３農振第2921号農林水産省農村振興局長通知）別記３の別紙２（以下「配分基準別紙」という。）による優先採択ポイントの加算対象となる取組があるか（ある場合は配分基準別紙における取組名を記載するとともに、その根拠資料を提出すること。）。 | ○ | 〇 | ①区分３「耕作放棄地の解消に向けた取組」（計画主体が耕作放棄地の解消に向けた取り組みを実施している）・水田農業経営安定対策事業（耕作放棄地解消事業）・未整備農地集積事業【別添資料：妙高市令和６年度予算書　歳出事項別明細書】【別添資料：●参考資料\_（2-23関係）②-2妙高市基本構想（本文）該当箇所ライン入り】②区分１０「地域別農業振興計画」に位置付けられている。【別添資料：令和６市町村別実施事業一覧・妙高市将来ビジョン】 |

注１　項目について該当がない場合はチェック欄に「－」を記入すること。

２　活性化計画を公表する場合、添付資料を併せて公表するものとする。

３　事前点検シートについては、農林水産省で内容を確認するため、根拠となる資料も合わせて提出すること。